立教大学新聞
発行所 豊島区池袋2丁目 立教大学新聞学会 振替口座東京70852 電話(86)3120—9 内線37
編集兼発行人 野口定男 (毎月廿日発行)

総長の妥協に反対

抗議大会で学生いきまく

早大事件

学生と警察の対立は今や大きな社会問題となった。それは問題の潜底に〝自由〟の危機を包含するからに他ならぬ。第一東大事件の結果は恐るべき結論の再現を思はせるこれに対し知識人が対抗するのは当然といえる。しかし、一部には学生のこれらに対する一連の動きを〝暴力〟として非難する向きもあるようだ。が、果してそのようなものであったろうか。これについては最近の早大事件について、その核心とその後の学生の動きについて検討してみたい。一方愛知大ではまたスパイ行為が行われ、これを確認した大学では学生と教授が一致してこれと闘っているという。文学通り今や〝大学の自由〟は危機に立った。大学の自由が危うくするこの種の風浪が本学に拍寄せないことを願って、この報告を送る

種々の角度から検討をはらんだまま、学校当局と警視庁側の「早大事件協定覚書」によって、一応解決の運びをみたかの様に見えた早大事件も、一部教授と学生の間には「大学自治の根本問題」にふれているいず、不測である」として廿三日

反対理由

(一) この覚書は官憲の学内立入には各部学生委員会で組織している〝中央抗議委員会〟を開催一方的な解決に対して抗議活動が続けられている。去る廿一日、早大出身の自由党石田博英、改進党川崎秀二、社会党田原春次郎の三氏来学の進展会議深夜の三氏の学生の進展(二)この覚書の作成、決定の過程において、学生と意見の交換乃至、意志疎通が全くなく、学生の学生の自由侵入を認めている点

(三) 又右の点に関し、教授会にさえも計らず、学校側の独断的見解と認められる点

(四) 覚書中、特に流血の惨事に関して官憲のファッショ的暴行に対し、目をふさいでいる点

以上の理由により、抗議委員は今回の学校当事者のとった処置を全面的に撤回する事を要求するものであり、今後抗議中委員は公開質問状により上記の諸点について具体的かつ、詳細な点に亘って説明を求める総長並びに当事者の回答を要求する事を決定

次いで五月三十日、以上の撤回運動と、五・三〇学生総動起大会を文学部四〇一番教室で挙行。次のスローガンのもとに活発な討議が行われた。

一、制服服を問わず官憲の学園侵入絶対反対

二、恥すべき政治的協議「手打式」の覚書を破棄せよ

三、官憲に制服し警察の立入りを無条件許可した反早稲田、鳥田総長の即時退陣

四、学生の基本的自治権、全学自治会の即時復活

五、学内における集会、言論、表示の自由

六、文官通達による私学の早稲田への干渉を排し、反官僚七十年の伝統、大隈精神を堅持せよ

七、「思想の自由」を尊い「治安維持法」の復活「破防法」反対

八、学問の自由をあくまで守り「わだつみ」の悲劇を繰返さない

この討議で事件関係者、交渉当事者、および各地派遣員の親兵、意見の発表を行い、総長の事件以後

早大事件「覚書」の内容

一部ジャーナリズムから早打式だとは裁断されている早大島田総長と田中鶴見総長との間に取り交わされた〝覚書〟の内容は次のようなものである。

一、警察側に対する意見

(イ) 裁判、山本前巡査の行動は次官通牒に違反するものではない、しかし山本巡査が学生の質問を受けた際〝アメ屋を待っている〟と虚偽の返答を行ったことが事件を悪化する一因となった。

(ロ) 適法な行動でも、客観的な情勢に対する慎重な考慮が望ましい。

(八) この事件の場合、学生側の「誓状を書け」という、要求には応ずる必要はない、特に一部の学生が多数を頼み自由を拘束しての要求であるからなおさらである。これに反して神楽坂警察署長は「学校側との連絡に過誤があるなら」と言って取消されている。

(ハ) 学生側の誓状の問題は、学生が学内秩序の維持について責任を身近に感じ彼等は正義感に燃えて行動した。しかも彼等は一部の学生は、

労働運動の針路

労働三法 改訂の性格に対應

熊倉武

(1)

吉田自由党内閣によって一方的に推進され、強行されたこのたびの少数講和條約のもつ本質的性格、またそれに関連して一方的に選び取られた本質的性格を強要するであろう政治的・経済的義務づけのいかなるものであるかについては、すでにをくの人々によって明白な指摘がなされているところである。このように推進されたこのたびの少数講和條約のもつ本質的性格、またそれに関連して一方的に選び取られた本質的性格を強要するであろう政治的・経済的義務づけのいかなるものであるかを度外視しては、現実に生起する一切の諸現象にたいするものにはならざるをえない。

(2)

たが、ここで注意されねばならない重要なことは、現在当面している労働三法改訂の問題――とと一連の意味を失なうであろう。国際的自由拘束組織・監獄で実現されようとしている労働関係は、たんなる復古的意味における「日本型」原生的労働関係への復元ではない、ということである。というの意味は、このたびの少数講和條約の強行によって、わが国がこのむとこのまざるとにかゝわらず、強大なる世界的独占資本の資産的・経済的従属と貢献的国家権力の変配のもとに置伏せしめようとするものにほかならない。

このたびの労働三法の改訂によって、あたらしくつくりだされ・国家権力によって法的に確定されようとしている労働関係が、たんなる復古的意味をもつものであり、国家権力の労働関係への変配・介入を意図するものにほかならない。

げんに、吉田自由党内閣によって労働者諸君の第三次反対ストに強力的鎮圧の手段をもちいてまでも強行されようとしている、労働三法の第二次改訂の問題こそ、じつに破防法・刑事特別法・集団示威運動取締法・ゼネスト禁止法等の制定、刑訴法・警察法等の一部改訂等と密接に関連して、このたびの少数講和條約のもつ本質的性格・それによって課せられた受義務の国内法的実現を意図するものにほかならないのである。

ではいったい労働三法の改訂によって、なにをねらい、どのような効果を意図しているのであろうか。あらためていうまでもなく、すでに吉田自由党内閣の提出法案にしめされている通りであるが、一言にしていへば、それは「日本型」原生的労働関係の権力的強行ということにほかならない。そこでは、およそ近代的対等原則を基本とした労働関係とは、およそえんのない、労働者の完全な人格的従属を本質とした、低賃金の過長労働時間・軍隊的位階組織・監獄的自由拘束組織によって強固にしめつけられた労働関係が、法的に確定され、実現されようとしているのである。このことは、近代的労働法の当事者（労資）対等主義の原理をまっこうから否認するものであり、国家権力の労働関係への変配・介入を意図するものにほかならない。

労働関係の当事者規正の原則を排して、治安維持の観点から強行されようとしていることは、たんに「日本型」原生的労働関係への復元ではない、ということである。というの意味は、このたびの少数講和條約の強行によって、わが国がこのむとこのまざるとにかゝわらず、強大なる世界的独占資本の資産的・経済的従属と貢献的国家権力の変配のもとに置伏せしめようとするものにほかならない。

このたびの労働三法の改訂によって、あたらしくつくりだされ・国家権力によって法的に確定されようとしている労働関係が、まへへ力なる抵抗を組織しているこの現状、こそ、彼来みられた労組運動とは質的にも・量的にも異った、たくましい労働者の政治的意識・民族的自覚の開拓をしめしている。労組運動の今後こそ、このような下からのたくましい意識と自覚のうへに、民族のほこりをかけた運動として推進・発展せしめられてゆくことであろう。（一九五二・五・二七）（経済学部講師）

美術展の将来

「國際」「平和」両展より

中村哲

春には春陽会・国展が開かれ、秋には独立・二科・新制作派展が開かれるが、昨年までは、春に毎日を中心とした海外の画家に、日本の画家を選抜して、内外の綜展という点に観覧者の興味をそそろうというのである。ところが、日本画の新興の選抜の基準というものが、やや、無定見で、新聞社の企画であるだけに、実力ある画家というよりは、ジャーナリズムに乗の通ったものを集めるということになり、画壇の現況を代表するものでは、かならずしもなくなっている。会派展よりも、個展を尊重され始めている今日、会派展になんらかの第一主義が行われることは必要だが、こんどの「国際美術展」にはそれが期待出来ない。

その点では、「平和のための美術展」の方が一つの文化運動としての性格を持っているために意味があるが、しかし、これが、いたずらに美術以外の要素が強くなってしまっても困る。いま必要なのは、会派を超した同時代作家の気の合った人々でやるグループ展であろうと思われる。各会派も、その初期は、そういう意味を持っていたのだが、いまでは、本来の意味が失われてしまっているのだから、各会派の別が解消しないかぎり、それ〴〵同志賞と個同をもった人々によるグループ展のひらかれるのが好ましく、平和のための美術展はやりようによってはそういう画壇の将来のあり方を示すことに役るかもしれないと思う。（経済学部講師）

国際美術展出品　壺　井上長三郎

歴史学徒の見た五・一事件

山田茂樹

近頃学生の問題に対するジャーナリズムの取上げ方には殊更にある傾向を示しているように思われるものが少くない。この間も「…何となく主人が学生さんにいじめ役されたー言葉が過ぎるかも知れませんが一ような割り切れない気持で…」という有名な左翼嫌いな教授の未亡人の述懐を載せたある大新聞の五段抜きの記事が眼についた。

賢明な未亡人の論理をもってすれば民族の独立と自由のために頃敵に闘う学生は一人残らず警察や大学から「いじめ役される」ことになるかも知れない、ともかく血屋敷のお菊を思わせるような中世的な陰惨なひびきをもつ言葉は日本語のボキャブラリーから消えうせてもらいたい。

それにしてもこんなたわいもないうわさを聞いて内偵させようかと考える岡引検事の職業意識にもあきれた口がふさがらない。枯尾花を見て幽霊と心得るおえら方がこの日本にいればこそ、破防法の通った後のことを考えて大民どもは頭筋が寒くなるというものだ。

（東大教授）

現代版皿屋敷

山之内一郎

政治

情勢のターニング・ポイントに起った社会的事件、事件そのものの因巻よりもは歴史学の方法論から帰結されるそれがもたらされる政治的意味の考え方なのだが、下山事件、ある方がはるかに大きいような左事件を三鷹事件、松川事件のその後の経五年後の歴史家がどう解釈するかという仮定に立って考えてみることが、仲々有効なのである。

僕はかって一九四九年、労働組合に対してレッド・パージが強行されその反対闘争がもりあがった真最中に起った下山国鉄総裁の変死事件を考察して、一文を草したことがあった。それは大要ていう論旨であった。後年の歴史家がこの事件の本質を判定するのにその時期民の福祉が事ら問題られている死因がどうかという探偵小説的事実はかえって問題ならず、むしろこの事件に関連する政府の政治的意図に対する